

熊本市地域公民館運営費補助実施要綱

制定	昭和50年	9月	1日	教育長決裁
改正	昭和56年	4月	1日	教育長決裁
	平成4年	4月	1日	教育長決裁
	平成4年	9月	1日	教育長決裁
	平成6年	9月	1日	教育長決裁
	平成20年	4月	1日	市民生活局長決裁
	平成22年	4月	1日	市長決裁
	平成22年	5月25日		地域づくり推進課長決裁
	平成22年10月	1日		地域づくり推進課長決裁
	平成23年	4月	1日	市民生活局長決裁
	平成23年	7月	1日	地域づくり推進課長決裁
	平成23年10月	1日		市民生活局長決裁
	平成24年	4月	1日	生涯学習推進課長決裁
	平成29年	4月	1日	地域活動推進課長決裁
	平成31年	2月21日		市長決裁
	令和2年	3月30日		地域活動推進課長決裁
	令和4年	3月23日		文化市民局長決裁
	令和4年	4月	1日	地域活動推進課長決裁
	令和5年	3月	7日	地域活動推進課長決裁
	令和5年10月	1日		地域活動推進課長決裁
	令和7年	3月28日		文化市民局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市地域公民館運営費補助（以下「補助金」という。）に関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 地域公民館は、地域社会における生涯学習の振興と住民の活発な自主的活動の場として運営されるなど、市政・まちづくりの推進においても欠かせない存在である。地域社会において重要な役割を担う地域公民館の運営費用等の一部を支援する補助金を交付し、地域コミュニティの形成を図るとともに活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(補助の対象となる団体)

第3条 補助の対象となる団体は、地域における自主的活動の場として、活発な活動運営が期待される地域公民館で、地域公民館要綱（平成4年4月1日制定）第5条に規定する届出がなされているものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、補助対象団体の運営を公正かつ円滑に行うための事務等に要する経費であって、第8条の規定による交付決定があった年度の4月1日から翌年3月31日までに生じたもの（以下「補助対象事業費」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1館につき15万円以内とし、次に掲げる額のうちいずれか少ない額とする。ただし、予算の範囲内でこれを決定する。

(1) 補助対象事業費の合計額

(2) 別表に定めるところにより積算した算定基礎合計額

(年度の途中での結成)

第6条 年度の途中で第3条に規定する補助の対象となる団体に該当した場合の当該年度における補助金の額については、次のとおりとする。

(1) 9月末日までに地域公民館を結成した場合は、年額（前条で算出した補助金の額）の2分の1を補助額とする。

(2) 10月以降に地域公民館を結成した場合は、次年度から補助の対象とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 予算書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 役員名簿等（様式第4号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金交付の決定）

第8条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出を受け、その内容を審査し、交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、補助金概算交付申請書（様式第6号）による申請に基づき概算で交付できるものとし、当該補助金の交付申請と同時に、又は当該補助金の交付申請後その交付決定前においても行うことができることとする。この場合において、当該概算交付の申請は、第8条の規定による補助金の交付決定があったときに効力を生じることとする。ただし、第6条第1号に掲げる場合は、3月に補助金の額の確定後、交付するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の概算交付を決定したときは、補助金概算交付通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(年度の途中での解散)

第10条 当該年度の9月末日までに解散された地域公民館については、第3条の規定にかかわらず、補助の対象としない。

(実績報告)

第11条 補助金を受けた者は、補助金実績報告書（様式第8号）に次の書類を添えて、事業終了後市長が指定する期日までに市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 決算書又は決算見込書（様式第9号）
- (2) 事業報告書（様式第10号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき又は補助決定額を減額したときは、交付すべき補助金の額を交付決定通知に基づき確定し、補助金交付確定通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

(オンラインによる申請等の手続)

第13条 この補助金に関し申請者が行う次に掲げる手続は、オンライン（インターネットに接続された各人の端末を利用して手続を行う方法をいう。以下同じ。）で行うことができることとする。

- (1) 補助金の交付申請及び概算交付申請
- (2) 実績報告
- (3) その他本市が認める手続

2 前項の規定によりオンラインで手続を行おうとする申請者は、電子申請システム（オンラインで補助金の交付に関する手続を行うために用いるシステムとして本市が指定するものをいう。以下同じ。）において、各手続における必要事項を入力するとともに、各手続に必要な添付書類をアップロードして送信しなければならないこととする。この場合において、申請者の本人確認は、あらかじめ申請者に対し発行した認証ID・認証キーを電子申請システムで認証することにより行うこととする。

3 この補助金に関し本市が行う次に掲げる手続は、電子申請システムを使用してこれらに係る通知等を受け取る旨の申請者の意思表示があるときに限り、電子申請システムを用いてオンラインで行うことができる。この場合において、当該手続に係る通知等に記載する事項は、当該手続を書面で行う場合において記載する事項その他必要な事項とする。

- (1) 補助金の交付決定及び概算交付決定

- (2) 補助金の額の確定
- (3) その他必要と認める手続

4 第2項後段の規定は、前項の規定によりオンラインで行われた本市の通知等を申請者が受領しようとする場合における本人確認について準用する。

(暴力団の排除)

第14条 市長は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号。以下、「暴排条例」という。）第9条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申請団体の代表者（以下、「代表者という。」が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 暴排条例第2条第3号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業を行う者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、代表者に対し当該代表者の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

附 則

この要綱は、昭和50年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6年 9月 1日から施行する

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(検討)

市は、この要綱の施行後 3 年を経過した場合において、実施状況等を勘案し、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

別表（第5条関係）

	項 目 及 び 内 容	
積算内訳 及び 算定基礎	1 均 等 割	校区公民館：1館につき10万円 町内公民館：1館につき4万5千円
	2 施 設 割	1館につき2万円 地域公民館要綱第5条第4号「地域公民館現況票」に記載された1館に限る。 維持管理が地域公民館であるもの、又は賃貸契約が結ばれており、公民館活動専用施設であるものとする。 ただし、4月2日以降の施設の設置・解体又は契約締結・契約解除については、次年度からの補助金額変更とする。
	3 世 帯 割	町内公民館のみ1世帯につき25円 4月1日現在の報告世帯数とする。 ただし、4月2日以降結成に伴い申請する場合は申請時の報告世帯数とする。
	4	算定基準日は4月1日とする
備 考	1	補助金交付額に残額が出た場合、これを市に返還するものとする。 ただし、積立準備金等はこの限りではない。
	2	当補助金は、遊興費、賞金、寄附など明らかに補助対象経費として馴染まないものや、予備費、交際費、慶弔費、親睦会費、会議や総会に伴う飲食費等、公益性との関連性が希薄と判断される経費に充ててはならないこととする。
	3	補助金交付額は千円未満切り捨てとする。

補助金交付申請書

熊本市長（宛）

年 月 日

公民館名

公民館

申請者

館長住所 熊本市

館長氏名

生年月日

熊本市地域公民館運営費補助実施要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的
- 3 補助対象事業費 円【C】
- 4 交付を受けようとする補助金の額

	校区公民館	町内公民館
① 均等割	1 0 0 , 0 0 0 円	4 5 , 0 0 0 円
② 施設割	円	円
③ 世帯割		世帯数()×2 5 円 = 円
合計額【A】(①+②+③)	円	円
上限額【B】		1 5 0 , 0 0 0 円
【D】	A B C いずれか少ない額	円
	※第8条に該当した場合の額	円
補助金申請額		
Dの金額を千円未満切り捨てた額		円

- 5 添付書類
- 予算書、事業計画書、役員名簿等、その他

申請者は、本件申込みにあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため熊本県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申込者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したときは、市がこの補助金を交付しないこと、又は、補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

補助金請求委任兼口座振込依頼書

熊本市長（宛）

公民館名

申請者館長住所熊本市

館長氏名

印

熊本市が交付する年度地域公民館運営費補助金の請求を熊本市区総務企画課長に委任します。
上記補助金の支払いについては、事務の都合上、下記口座名義人の預金口座へ振込みを依頼します。

また、口座名義が申請者と異なる場合、下記口座名義人に熊本市から交付される地域公民館運営費補助金の受領に関する一切の権限を委任します。

金融機関名	店舗	種別	口座番号
		普通	
フリガナ			
口座名義人			

注意）口座名義については、通帳に記載されているとおりにご記入ください。
※ゆうちょ銀行をお持ちの方は、通帳見開きページ下部にある「店名」「店番」「預金種目」「口座番号」をご記入ください。

) 公民館會計予算書

収入の部

支出の部

支 出 の 部			
区分（費目）			金 額
補助対象事業費	一般事務費	会議費	
		役員手当	
		消耗品印刷費	
		負担金及び分担金	
	維持管理費	光熱水費	
		土地建物借上料	
		損害保険料	
		修理費	
		備品購入費	
		建設費等積立金	
	公民館主催・共催事業費		
	研修費（役員派遣等）		
	その他		
	補助対象事業費計（２）		
補助対象外事業費	飲食費・交際費・親睦会費		
	慶弔費		
	他団体事業補助等		
	その他		
	予備費、遊興費、賞金、寄附		
補助対象外事業費計（３）			
合 計 （４）			(2) + (3)

年度（ ）公民館月別事業計画書

事業 月	事業内容	実施場所	参加人数 (見込)
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

年度地域公民館役員名簿等

年 月 日

公民館名 _____ 公民館

- 1 小学校区名 _____ 小学校区
- 2 対象町内（地区） _____ 町内 _____ 地区

3 役員名簿

役職名	氏 名	住 所	電 話 番 号
館 長		熊本市	—
副館長		熊本市	—
主 事		熊本市	—
会 計		熊本市	—
監 事		熊本市	—
		熊本市	—
		熊本市	—
		熊本市	—

発第 号
年 月 日

申請者 公民館名
館長住所
館長氏名 様

熊本市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度事業に対する補助金については、熊本市地域公民館運営費補助実施要綱第8条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び対象となる事業
- 3 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業費	円
補 助 金 額	円
- 4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業終了後30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに監事による監査を受け、事業実績報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。
 - (5) 当補助金を、遊興費、賞金、寄附、予備費、交際費、慶弔費、親睦会費、会議や総会に伴う飲食費等に充ててはならない。
 - (6) (その他)
- 6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがある。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還及び補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金を請求する。
- 7 前項に規定する請求に応じた補助金の返還等がされない場合において、本市が申請者に対し支払うべき他の補助金等があるときは、当該他の補助金等の交付を一時停止することがある。
- 8 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 9 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

補助金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

公民館名 公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名

年度地域公民館運営費補助事業にかかる補助金について、熊本市地域公民館運営費補助実施要綱第9条の規定により下記のとおり概算交付くださいますようお願いいたします。

記

- 1 補助金概算交付申請額 _____円
- 2 補助金の概算交付申請理由

発第 号

年 月 日

公民館名

申請者 館長住所

館長名 様

熊本市長

補助金概算交付通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度 熊本市地域公民館
運営費に係る補助金については、熊本市地域公民館運営費補助実施要綱第9条の規定により下記のとおり概算交付する。

記

1 補助金概算交付額

（交付の条件）

補助事業終了後、次に掲げる実績報告書を市長に提出しなければならない。

- （1） 事業報告書
- （2） 決算書
- （3） （その他）

補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

公民館名 公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名

熊本市地域公民館運営費補助実施要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1. 事業の名称
- 2. 補助事業の目的および内容
- 3. 補助対象事業費 _____円
- 4. 補助金交付決定額 _____円

- 添付資料
- (1) 事業報告書
 - (2) 決算書
 - (3) (その他)

5. 監事監査

会計及び資産管理状況を監査した結果、会計帳簿の記載は正確で、いずれもすべて適正に処理されたことを認めます。
また、役員手当は公民館活動に貢献した役員に対し、公民館総意に基づく適切な金額が支払われた事を認めます。

年 月 日
監 事 _____（自署）

年度（

）公民館会計（決算書・決算見込書）

(円)

収 入 の 部			
区分（費目）		金 額	
公民館費			
助成金	自治会	公民館運営費	
		施設設備費	
市補助金等		運営費補助金	
		建設・営繕費補助金	
		借家料補助金	
公民館使用料			
前年度繰越金			
その他		預金利子	
		寄付金	
		バザー収益金	
		雑収入	
合 計 ①			

支 出 の 部			
区分（費目）		金 額	
補助対象事業費	一般事務費	会議費	
		役員手当	
		消耗品印刷費	
		負担金及び分担金	
	維持管理費	光熱水費	
		土地建物借上料	
		損害保険料	
		修理費	
		備品購入費	
		建設費等積立金	
		公民館主催・共催事業費	
		研修費（役員派遣等）	
		その他	
		補助対象事業費計②	
補助対象外事業費	飲食費・交際費・親睦会費		
	慶弔費		
	他団体事業補助等		
	その他		
	予備費、遊興費、賞金、寄付		
	補助対象外事業費計 ③		
合 計 ④		②+③	

年度 (

) 公民館月別事業報告書

事業 月	事業内容	実施場所	参加人数
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

発第 号

年 月 日

公民館名

申請者 館長住所

館長名 様

熊本市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度熊本市地域公民館運営費
に対しての補助金については、熊本市地域公民館運営費補助実施要綱第12条の規定により確定したの
で、下記のとおり通知します。

記

補助金 _____円